

オンライン登記申請時のデータ入力における依頼事項(不動産・表示編)

※ □はスペースを表す。

項目	入力方法		入力方法の説明
	適正な入力	誤った入力(法務局で修正が必要)	
氏名等	法務太郎	亡法務太郎	「亡」は入力しない。 「亡何某相続遺産」のように、登記事項として「亡」を記録する場合は、申請情報に入力する必要がある。
	株式会社HOUMU	株式会社□HOUMU	会社の種別と商号の間には、スペースは入力しない。
	合同会社Q□pee	合同会社Qpee	会社・法人の登記記録(登記事項証明書)でローマ字商号の間にスペースがあれば、スペースも含めて一つの商号・名称であり、登記記録のとおりスペースを入力する必要がある。
	マイク・スミス	マイクスミス マイク□スミス	外国人の氏と名の間は、中点(・)を入力する。
	正字(康熙字典)又は片仮名 例:飛	中国簡化字 例:飞	中国簡化字ではなく、正字(康熙字典)又は片仮名で入力する。
住所	高岡市	富山県高岡市	富山地方法務局管内の登記所に申請する場合は富山県内の住所には「富山県」を入力しない。
	・横浜市 ・福井市	・神奈川県横浜市 ・福井県福井市	政令指定都市には県名を入力しない。 県名と県庁所在地が同一の住所には県名を入力しない。
	123-45号	123-45号	地番号のハイフンは全角で入力する。
	アークタワーズマンション	アークタワーズマンション	マンション名等は、「ー」(マイナス)ではなく、「ー」(長音記号)で入力する。
	富山市新富町一丁目2番34号 富山市新富町一丁目2番34号法務マンション506	富山市新富町一丁目□2番34号 富山市新富町一丁目2番34号□法務マンション506	住所中のスペースは入力しない。 マンション名等が入る場合もスペースは入力しない。
	1261番の1	1261番1	物件キーについては、登記情報と同一表記で記載する必要があるため、地番に付された「の」についても入力する。 (同一表記でないと、申請情報と登記情報の自動突合ができない。)
持分	持分3分の1	持分1/3	持分は「〇分の〇」と入力する。
	持分3分の1	持分□3分の1	持分の後のスペースは入力しない。
	持分12億3456万分の7890	持分1,234,560,000分の7,890	持分の分母が万より大きい場合は、「億」及び「万」を入れる。 なお、千を超えても「,」(カンマ)は入れない。

項目	入力方法		入力方法の説明
	適正な入力	誤った入力(法務局で修正が必要)	
会社法人番号	【会社法人等番号欄】 会社法人等番号	【添付情報欄】 会社法人等番号	会社法人等番号を申請書に記載することで資格証明書を省略する場合は、添付書類の名称の後に記載するのではなく、会社法人等番号欄に入力する。
申請代理人	【申請代理人欄】 主たる事務所 【その他事項欄】 従たる事務所	【申請代理人欄】 主たる事務所及び 従たる事務所 を記載	申請代理人である法人等を入力する場合は、申請代理人欄に主たる事務所を、その他事項欄に従たる事務所を入力する。 (申請情報と登記情報を自動突合する際は、主たる事務所のみを自動突合しているため、従たる事務所を申請代理人欄に入力すると不一致となる。)
登記原因	令和1年8月1日売買	令和1年8月1日 <input type="checkbox"/> 売買	日付と原因の間のスペースは入力しない。
	平方メートル	m ²	「m ² 」ではなく、「平方メートル」と入力する。
	1番1、1番2に分筆	1番1、 同番2 に分筆	地番は「同番」ではなく、数字で入力する。 地番を併記する場合は、「、(読点)」で入力する。
	③錯誤(改行) ①③100番1、100番2に分筆	③錯誤、①③100番1、100番2に分筆(改行なし)	地積更正の原因と分筆の原因の間は、改行する。
	○年○月○日取壊し	○年○月○日取 毀 し	「取毀し」ではなく、「取壊し」と入力する。
	主 である 建物に変更	主 たる 建物に変更	「主たる建物」ではなく、「主である建物」と入力する。
物件の所在	○○市○○字○○	富山県 ○○市○○字○○	県名は入力しない(特に表示に関する登記)。
	【所在欄】 富山市新富町一丁目123番地 <input type="checkbox"/> (仮換地 <input type="checkbox"/> 新富町土地区画整理1街区予定地番1)	【所在欄】 富山市新富町一丁目123番地(仮換地新富町土地区画整理1街区予定地番1)	仮換地の表記は、番地と()の間及び仮換地区画整理区域の間にスペースを入力する。
	【所在欄】 富山市○○字□□100番地1(改行) 富山市○○字△△200番地2	【所在欄】 富山市○○字□□100番地1、富山市○○字△△200番地2 (改行がされていない)	申請情報に記載する建物の表示の所在について、小字が複数ある場合には、改行する。 (改行しないと、申請情報と登記情報の自動突合ができない。)
不動産の表示	【敷地権の目的である土地の表示】 横浜市 ○○○	【敷地権の目的である土地の表示】 神奈川県横浜市 ○○○	政令指定都市の場合には、県名は入力しない。
	【区分建物符号】 符号 1	【区分建物符号】 符号 <input type="checkbox"/>	区分建物の符号欄には、符号番号を入力する。 (符号番号を入力しないと、申請情報と登記情報の自動突合ができない。)
	【区分建物敷地権の表示】 新富町一丁目 <input type="checkbox"/> 10号10番の1000	【区分建物敷地権の表示】 新富町一丁目10号 <input type="checkbox"/> 10番の1000	区分建物の家屋番号には、丁目の後にスペースを入力する。 (丁目の後にスペースを入力しないと、申請情報と登記情報の自動突合ができない。)

項目	入力方法		入力方法の説明
	適正な入力	誤った入力(法務局で修正が必要)	
	【敷地権の割合】 102000分の2000	【敷地権の割合】 10万2000分の2000	申請情報に記載している敷地権の割合については、登記事項のとおりアラビア数字で入力する。 (アラビア数字で入力しないと、申請情報と登記情報の自動突合ができない。)
	例 ・10番 ・宅地 ・居宅 ・72・79平方メートル	例 ・10番□ ・宅□地 ・居□宅 ・72・□79平方メートル	申請情報に記載する地番、地目、地積、種類、構造、床面積など不動産の表示に関する項目について、一つの項目の間や末尾にスペースを入力すると申請外物件として把握されるので、スペースは入力しない。 (スペースがあると、申請情報と登記情報の自動突合ができない。) ただし、「木造口かわらぶき二階建」など単語と単語の間にスペースは入力してもよい。
	【区分建物床面積欄】 3階部分□16.83平方メートル	【区分建物床面積欄】 3階部分16.83平方メートル	階層部分と床面積の間にスペースを入力する。 (スペースを入力しないと、申請情報と登記情報の自動突合ができない。)
構造	・ぶき ・かわらぶき	・葺 ・瓦葺	「葺」及び「瓦葺」は平仮名で入力する。
床面積	1階□50・00 2階□50・00	1階:50・00 2階:50・00	階と面積を区切る記号等は入力しない。
物件状態	(分筆後新地番)新設	(分筆後新地番)既存	分筆後の新地番について、物件状態を「新設」で入力する。
分筆の新設物件	「分筆新地追加」を利用して入力	分筆元番に項目追加して入力	分筆の新設地番を分筆元番に項目追加して入力すると、新設地番が変更後の事項として認識されるので受付登録されない。
地目変更等の複数物件	「表示物件追加」を利用して入力	1筆目の物件に項目を追加して入力	地目変更等の登記申請において、2筆目以降の物件を1筆目の物件に項目を追加して入力すると、1筆目の変更(更正)事項と判断され、2筆目以降の物件が受付登録されない。
表示に関する登記における不動産の表示	既存物件と新設物件の区分を正しく入力する。	既存物件と新設物件の区分を誤っている。	既存物件と新設物件の区分を誤ると、受付エラーとなるため、修正が必要となる。 特にマンションの場合は修正物件が多数となり、修正にかなりの時間を要する。
共同担保目録	【物件欄】 (あ)1234	【備考欄】 (あ)第1234号	共同担保目録は、記号と番号のみ入力する(「第」「号」は不要)。 全ての物件入力後、末尾の物件欄に入力する(「備考欄」への入力ではない。) (上記の入力方法以外では、申請情報と登記情報の自動突合ができない。)
登記識別情報	【登記識別情報の提供様式の内容】 「用紙区分」において「甲区」と「乙区」を適正に入力する。	【登記識別情報の提供様式の内容】 「用紙区分」において「甲区」と「乙区」の入力誤り	登記識別情報の提供様式の「用紙区分」において「甲区」と「乙区」を適正に入力する。 (用紙区分を誤って入力した場合、自動実行処理が中断される。)
不動産の入力	不動産番号で物件を入力した後、所在地番等を手入力で修正しない。	不動産番号で物件を入力した後、所在地番等を手入力で修正する。	不動産番号と物件の所在・地番が合致しないと、不動産番号の物件が受付登録され、申請書記載の所在地番の物件は、受付登録されない。